

政令第 号

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年新潟県中越地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第二号に係る部分に限る。）、第十四条、第十六条、第十七条、第二十二條及び第二十四條に規定する措置並び

に新潟県小千谷市、十日町市、古志郡山古志村及び北魚沼郡川口町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に關する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十二条に規定する措置

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、当該激甚災害の発生の際に

養殖の用に供されていたこいの養殖施設（養殖池、給排水施設、ろ過施設、ばっ気施設、給飼施設、加温施設並びに資材及び飼料の保管施設に限る。）とし、その災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、十分の九とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成十六年新潟県中越地震による災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定する等の必要があるからである。